

峡北地域広域水道企業団 告示第6号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年9月4日

峡北地域広域水道企業団
監査委員 山口 光 茂
同 金 丸 幸 司

1. 監査の種類 定例監査
2. 監査の対象 平成29年4月から6月までに行われた財務に関する事務の執行について
3. 監査の期日 平成29年7月21日（金）

4. 監査の概要

(1) 所管事務について

各種帳簿・証拠書類の保管、不経済な支出、契約事務、財産の取得・管理及び処分
の状況、改良工事・修繕工事・業務委託等の状況、事務処理及び事業運営が適切にな
されているかに重点を置き、監査を実施した。

(2) 予算執行状況（平成29年6月30日現在）

① 収益的収入及び支出（消費税及び地方消費税を含む。）

区分	予算現額 (円)	執行額 (円)	差引額 (円)	執行率 (%)
収 入	1,431,739,000	271,805,467	1,159,933,533	19.0
支 出	1,259,846,000	148,796,799	1,111,049,201	11.8

② 資本的収入及び支出（消費税及び地方消費税を含む。）

区分	予算現額 (円)	執行額 (円)	差引額 (円)	執行率 (%)
収 入	19,885,000	0	19,885,000	0.0
支 出	390,002,000	183,600,000	206,402,000	47.1

5. 監査の結果（概要）

峡北地域広域水道企業団が行う水道用水供給事業における財務に関する事務の執行
について、関係諸帳簿、書類及び証拠書類等により監査を行った結果、適正に処理さ
れており、内容も適法なもの認められた。